

○稲津委員 公明党の稲津でございます。

きょうは、大要三点の御質問をさせていただきたいと思います。

一つは、原口大臣の夕張視察について。それから、一括交付金について。それともう一点が、がん対策ということで、とりわけ女性特有のがんの検診の事業について。三つ伺いたいと思っています。

本題に入ります前に、きょうのこの委員会は委員長職権で立てられました。私は、やはり合意形成ということ強く申し上げたいと思います。ぜひ、委員長、さらなる御努力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、原口大臣の夕張視察についてお伺いしたいと思います。

夕張は、御案内のとおり、いよいよ再生に向かっての新たな一歩を踏み出した。そういう状況の中で、大臣が四月十七日ですか、早速夕張に行かれて状況等を把握されて、そしてまた、国からのさまざまな支援策についてもお示しをされたということです。私は、この大臣の視察については、もちろん地元のあの地域に住んでいる者としても、また、かねてから夕張の財政再生に向けて私も私なりに取り組んできた経緯もございまして、評価をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、まず第一点目に、実際に大臣が夕張に行かれて、どのような感想をお持ちになったか、その点についてお伺いしたいと思います。

○原口国務大臣 稲津議員も大変な御努力をいただきまして、公明党さん、あの地域においてのさまざまな再生にお力を下さっていることを、この場をかりてまずお礼を申し上げたいと思います。

夕張市を訪れてみて、まず頭に浮かんだのは感謝です。大変困難な中を、市長さんを先頭に、議会も市民も一丸となって、この苦境を乗り切ろうと再生に取り組んでおられる、そのことに対する敬意と感謝、これがまず第一のことです。そして、だからこそ私たちがやらなければいけないことがいかに大きいか、このことを実感いたしました。

今回視察をさせていただいて、まだ雪が残っていました。そして、打ちっ放しのコンクリートそのままのブロックがおうちなんですね。そこに高齢者の方が一人でお住まいで、約千六百人の方が独居。そして、おふろのない住宅も多く、おふろも今度集約をするわけですけれども、実際に寒い中を歩いておふろに行けるかということ、本当につらい思いをされているひとり暮らしの高齢者の方がたくさんおられるんじゃないか、このところは正直胸がふさがる思いでありました。

ただ一方で、新千歳空港、私は過去二回ぐらい訪れたことが、まだ元気だったころの夕張ですけれども、貴重な農林水産資源が数多くあり、夕張メロンもそうですし、新千歳空港からは一時間ぐらいで行けますね。地域としても大変有望なところでありますし、今回の視察を第一歩と自覚して、引き続き、北海道と連携をしながら、地域の創富力そして自給力を引き上げて、一刻も早く夕張市民の方々に安心をお届けしたい、このように感じたところでございます。

○稲津委員 ありがとうございます。

その公営住宅のことなんですけれども、かつてはいわゆる炭鉱住宅と言われた住宅ですね。そこが非常に老朽化をしていて、とはいえ、新たな住宅の建設というのはなかなかこの間進んでこなかったというのも事実でございます。

そうした公営住宅もそうですけれども、もう一方では、かつての市立病院、現在の医療機関ですね、ここも非常に老朽化している。また、あの夕張市がウナギの寝床のように南北に非常に長くて、言うならば、当時はその市の中心にあったんでしょうけれども、利便性も非常によくないということで、この病院の建てかえ等についてもいろいろな検討がなされているというふうに承知をしております。

そこで、夕張が今度進めていく事業等の支援策についてなんですけど、大臣は夕張に行かれたときに、過疎債の拡充で年間九千万、そして一・一兆円の地方交付税の増額分、段階補正による寄与とか、そうしたことを申し述べ

られたというふうに伝え聞いております。

私も国会に来て大臣に質問させていただいた中で、既に大臣もこのことについて触れられておりますけれども、そこでもう一つのポイントというのは、他省庁への協力の働きかけ、このことも大臣は触れられたというふうに承知をしております。では、他省庁の協力は具体的にどういう方向で、また現在どういう状況にあるのか、この点についてもお示しいただきたいと思っております。

○原口国務大臣 委員がおっしゃるように、私が非常に気になったのは医療ですね。医療センターでも直接お話をいただきましたけれども、ケアつき住宅ができないかと。

実際に、今、稲津委員がおっしゃるようにウナギの寝床で、しかも住宅は山ほどあるんです。山ほどあるけれども使えない。そして、ツムラを初め花畑牧場やそこで働く人たちは、働き場は少しずつできています、しかし実際にそこに住む人が住める住宅がない、これをケアつきにできないかということ考えています。

それともう一つは、やはり子供です。私は、行きっ放しではなくて、参議院選挙が終わったら、もう一回夕張に入らせていただこうと思っているわけです。そして今委員がおっしゃった各省のパッケージを、これは夕張市あるいは北海道と相談しながらですけれども、今回、羽田空港が非常に天候が悪くて、三時間ぐらいしか夕張にいらませんでした。できたら一晩泊まらせていただいて、子供たちに私みずから勉強の仕方を教えてみたり、あるいは、二十三区の広さから集まってくるから、ICTを使ったいろいろな教育ができないかとか、あるいは今友人たちをお願いをして、今度私が夕張に入るときには、夕張を元気づけるコンサートというようなこともできないかということ友人たちには働きかけているところでございます。

いずれにせよ、各省、やれるパッケージを出してくれということ今お願いをしているところでございますが、中でも大事なことは、医療、介護、そして教育ではないかというふうに考えていますので、関連省庁にさらなる協力を要請してまいりたい、このように考えています。

○稲津委員 関係省庁への働きかけについてはわかりました。どの程度進んでいるのか、多分、これからの一番大事な検討事項だと思うんですね。そこについて、さらに詳しくお聞きすることはきょうはいたしません。

今、大変大事な視点がありました。それは私も同感なんですけれども、一つは、企業誘致が思いのほか進んでいるということ。ただ残念ながら、夕張に定住して働くことができるかという、先ほどの冒頭の話のように住宅問題があるんですね。これが一つです。その住宅問題はもう一つ、とりもなおさず、今ケアつき住宅の話がありましたけれども、本当に高齢者の方が多いんですね、ひとり暮らしが圧倒的に多い。そうした方々は、ここで生涯暮らしていくというお考えの方ばかりでございますので、ぜひ、この取り組みは積極的に、さらに進めていただきたいということを申し述べさせていただきますと思います。

次に、一括交付金化について数点伺いたいと思っております。

まず、一括交付金化の議論は政府内でどこまで進んでいるのか、この点をお示してください。

○原口国務大臣 現在、三月三日に、第二回の戦略会議で基本的な論点を審議いたしました。そして三月三十一日、第三回の地域主権戦略会議において、関係府省からのヒアリングを行いました。そして四月二十七日、第四回の戦略会議、地方側からのヒアリングの報告を受け、基本的な方向性を審議いたしました。

今後、戦略会議においてさらに審議を進め、この夏に策定する地域主権戦略大綱に一括交付金化の基本的な考えを盛り込むこととしています。

そこで、できるだけ幅広く一括交付金の対象範囲や制度設計等について基本的な議論を行ったところでございまして、大体議論の整理ができたというのが現状でございます。

○稲津委員 議論の整理ができてきているというお話がございましたけれども、私は、もう一方では、一括交付金というのはやはり、目指すべき国の形が見えてきて初めて意味のあるものになるのではないかなとも思うわけですね。何を一括交付金化にして何をしないのか、その基準が余りよく見えないんです。

そこで、お伺いしたいんですけれども、この基準策定についてどのように考えているのか、この点を伺います。

○原口国務大臣 これは、神野先生を主査に、地域主権戦略会議の中で一括交付金化の基本的な方向性を提示させていただいて議論を行ったところでございます。

この中で、一括交付金化の対象範囲については、対象範囲を最大限広くとる、そして、これは私も何回も答弁さ

せていただいておりますが、現金給付は国、サービス給付は地方との原則に基づいて対象範囲を整理すべきだということの方角性を出してきているわけでございます。

その中でも、特に私たちは一括交付金化の何をどのようにするのか。一括交付金化の対象となるひもつき補助金の範囲を最大限広くとるんだ、それから、くり方もできるだけ大きいブロックにくくるべきだ。つまり、細かくすればするほど実質的にひもつきになってしまう。それから、地方の自由度拡大と国のかかわりで、国の事前関与を抜本的に見直すべきだ。そして、配分、総額についても地方の安定的な財政運営に配慮すべきである。

このような基本的な方角性をお示しいただいて、そして、これをもとに各省、それから地方側との協議、ヒアリングを今終えたというところでございます。

○稲津委員 今、範囲と対象についてお答えいただいたわけでございます。

次に、新聞報道によりますと、この一括交付金に対して各省庁ほぼゼロ回答、こういう記事がございました。これはどういうことなのかなというふうにするわけなんですけれども、各省庁がそれぞれ独自の縦割り交付金、これを一括交付金の先取りだ、このように新聞報道では出ておりましたが、そうなりますと、結局は今大臣おっしゃったような細かなものになっていって、事業分野別になっていたりとか、用途が限定されてくる。こうなってしまうと、その先は、結論として補助金を束ねたものになってしまうだろう。したがって、各省庁横断型の交付金できて初めて意味があるということも言えると思うんですが、この点についての御見解はどうでしょうか。

○原口国務大臣 稲津議員の御指摘は、極めて大事な御指摘だというふうには考えています。

四月二十七日の第四回地域主権戦略会議においては、そのくり方に関して、地方の自由度を拡大する観点から、できる限り大きいブロックにくくるべきだという基本的な方角性が提示されて、省庁縦割りにならないように工夫すべきという意見が全国知事会から、四月十九日に実施した地方ヒアリングにおいても提示されたところでございます。

やはり私たちが今やらなければいけないことは、縦割りの弊害の打破であるというふうには考えます。そして、そのことがまさに地方の自由度の拡大を図ることだと考えております。一方で、災害復旧のように臨時、巨額の財政負担に対するものや、防衛施設に関する交付金などについてどうするかとか、それぞれ個々具体的な事情はございます。しかし、そういったものを踏まえた上でも、省庁横断的な、できるだけ大くりな一括交付金化に向けた議論、制度の方角性を確認してまいったところでございます。

○稲津委員 非常に大事なことを、率直に御答弁いただいたというふうには私は思います。

今の御答弁の中に、災害復旧等の取り扱い方についてもお示しなされましたけれども、災害復旧とか、それから例えば社会保障、義務教育をどうするか、こういうところも非常に大事なことになると思うんですが、それは、また後ほど少し関連してお伺いしたいと思います。

一括交付金についても一つお伺いしたいと思うんですけれども、地方ヒアリングでも、一括交付金が、一方的な国の財源捻出の手段となっていくのではないかと、こういう地方側からの懸念がありました。国と地方の協議の場で、十分地方側の意見を聞いて、それをしっかり反映すべきだと思います。大事な視点だと思うんですけれども、この点についても改めて伺います。

○原口国務大臣 私は、この職につかせていただいてやはり思うのは、何か国が制度を変えるときには、表向きはいいことを言っているんだけど、あの三位一体改革のように、実際は全然違う、地方側は常にばばを引くという表現はあれですけども、厳しい思いをさせられるんじゃないか、稲津議員、この不信感はずいぶんです。

もう何回も、総務大臣、あなたが言っているのはわかる、だけれども、結果、最後は削るんでしょう、最後は国の財政赤字の帳じり合わせを地方でするんでしょうというのを何回も言われます。そんな気持ちは全くないし、地域から日本を興さないと日本はつぶれるんだということも言っても、いやいや、前の人たちもそんなことを言っていたんですというのを何回も聞くわけです。

前の人たちというのは具体的にはどういう方を指しておられるのか、言われている方によって違うんですけれども、やはり地方側の主な意見としては、三位一体改革の二の舞にしないでくれ、それから、地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金は対象にしないでくれ、必要な予算総額を確保してくれ、国の事前手続等を極力簡素化すべきという御意見がございました。

今後制度設計を進めていく際にも、今度、国、地方協議の場も活用し、今回法案をお願いしておりますが、しっかりと地方の意見を伺っていき、まずはイコールパートナーだ、私たちが一方的に決めてそれを、不利益を押しつけることはないんだと。この不信感を払拭するのに、どうでしょうか、あと十年もかかるんじゃないか、そんな危機感さえ持ったこともございます。しかし、ぜひ御協力いただいて、今の御視点に沿った改革を進めてまいりたいというふうに思います。

○稲津委員 一括交付金化の質問のまとめとして、私なりの意見を少し述べさせていただきたいと思うんです。

知事会から、実質的な地方の自主財源に転換するものであること、地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金は対象にしないことという要望がございました。全くそのとおりだというふうに私は思います。そして、当然、総額が確保されて初めて地方側が納得するものである、こう思っておりますし、この点、ぜひ制度設計の中でしっかりと反映をしていただきたい、このことをまとめとして私の意見を述べさせていただきます。

さて、残りの時間で、がん対策に関連して数点お聞きしたいと思うんです。

きょうは、大変お忙しい中、山井政務官にもお越しをいただきました。実は地方交付税のことと非常にリンクしてくる点がございますので、きょうは政務官にもお越しをいただいて、厚生労働省としての取り組みについても数点伺っていききたいというふうに思います。

まず最初に、がん対策に関連して、特に女性特有のがん検診事業、これは前政権におきまして、公明党の強い主張で、二十一年度の補正予算で二百十六億円が計上されました。全額国庫負担で、子宮頸がんと乳がんの検診が無料で受けられるクーポン券が、対象年齢の方々に配付をされたところでございます。

それに対して、今年度はその約三分の一の七十六億円。減額になった理由は何なのか。また、概算要求段階では百十四億円と承知をしております。検診費が十分の十、事務費が二分の一だった。なぜ検診費が二分の一になって、予算額が七十六億円になったのか。あわせて、昨年度の実施自治体はどの程度なのか。政務官にお聞かせいただきたいと思います。

○山井大臣政務官 稲津委員にお答えを申し上げます。

女性特有のがん検診推進事業について、平成二十二年度の予算では減額した理由につきましては、がん検診については、既に平成十年度から地方交付税措置により市町村が実施主体となって行われてきたこと、また、平成二十一年度は、まさに今補正予算とおっしゃいましたが、補正予算によって起爆剤として補助率を十分の十といたしました。制度普及という目的は平成二十一年度において達せられたというふうに考える等により、今年度においては市町村に応分の負担を求めることとして、補助率を十分の十から二分の一に変更しました。

そして、昨年度の実施自治体数は、全市区町村数千七百九十五自治体のうち、千七百六十七の自治体で実施されました。

なお、市町村の負担分については総務省から地方交付税が講じられているところであり、今後とも、あらゆる機会を通じて市町村へ丁寧な説明を行い、混乱のないよう理解を求めてまいりたいと考えております。

○稲津委員 見解がちょっと違いますね、この後の質疑で少し中身を詰めていききたいと思っておりますけれども。

要するに、概算要求段階で百十四億円要求しているんですよ、しかし七十六億円になってしまった、今それについてのお話もありましたけれども。私は、最初の段階での検診の普及目的が達せられたかのような御答弁がありましたけれども、ちょっと違うと思えますね。それは後で少し聞かせてもらいます。

次は大臣にお聞きしたいんですけれども、我が党の松あきら参議院議員が質問をされました。総理に質問をして、総理が答弁で、本来、がん検診は市町村が行うものとして、市町村負担分は地方交付税で措置して、これまでどおり実施できる、こう認識を示していただきましたけれども、これはどういう意味になるのか、簡潔にお答えいただければと思います。

○原口国務大臣 今、山井政務官がお答えをいたしましたように、平成二十二年度の女性特有のがん検診推進事業については、がん検診が健康増進法に基づき市町村が行う事業でございますことから、市町村に応分の負担を求めることとし、補助率を二分の一として実施するとされたところでございますが、これに伴い、所要の地方負担額について地方交付税の基準財政需要額に算入をしているというところでございます。

鳩山総理はそのことを申し上げたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○稲津委員　そこで次の質問なんですけれども、実は、公明党は先般、全国の自治体に対して独自の調査を行いました。それはどういう調査かということなんですけれども、その前に、全自治体から回答が得られたわけではございませんけれども、一千七百五十市区町村のうち、七百八十一市と東京二十三区、四百七十八町村の合計千二百八十二自治体から回答をもらうことができました。

これは、要するに、この女性特有のがん検診事業を二十二年度も実施するかどうかという問いなんですけれども、昨年と同様の方法で実施すると回答したのは、七百五十市区四百四十三町村の合計千百九十三自治体で、九三・一％。それから、一部自己負担に切りかえたり、すべてのがん検診の無料化に取り組むなど、それ以外の方法で実施するのは、二十九市区十八町村の合計四十七自治体、三・七％でした。要するに、今年度何らかの形で事業を継続する自治体数は九六・七％になるということが判明したわけです。

これは大変な意味のあることだと思いますけれども、ただ一方で、政府の予算削減で事業を断念することになった自治体が四十二あったということがございます。こうなりますと、現実には鳩山総理の言っているとおりになっていないんじゃないだろうか。この結果をどう見るかということなんですけれども、政務官、どうでしょうか。

○山井大臣政務官　稲津委員にお答えを申し上げます。

稲津委員御指摘のとおり、公明党の調査結果から、九六・七％の自治体が今年度も実施をするということは評価ができるわけではあります。残念ながら、三・三％の自治体が断念するということは、やはりこれは問題であると認識をしております。

厚生労働省としては、平成二十二年度の当該事業の実施について、自治体へのヒアリング等、あらゆる機会を通じて要請を行ってきているところでありまして、引き続きまして事業の実施の必要性について働きかけをしてまいりたいと考えております。

○稲津委員　そうですね。その事業の必要性をしっかりと訴えていただくということは極めて大事なことだと思います。

なぜ私が、あるいは我が党が、このことについて強く主張させていただいているかということ、もう御案内かと思いますが、日本の乳がん、子宮頸がんの検診率というのは二〇％程度だったんですね。これは、先進国の世界標準の五〇％と比べても極めて少ないわけがございます。

今回のこのクーポン事業で、乳がんが一四％、子宮頸がんが九％検診率が押し上がった、こういう結果を日本対がん協会が二月に行った調査でも出しております。私は、まず二〇％から五〇％に向かっていくという段階において、このクーポンの事業実施というのは非常に大事なことであって、ある意味では国益にかなうものにもなり得ると思っているんです。

政府のがん対策基本計画に定められた検診率五〇％、この目標を達成するためにも、私は極めて大事な施策じゃないかと思うんですけれども、政務官、どうでしょうか。

○山井大臣政務官　稲津委員にお答えを申し上げます。

以前、私たちが野党であったときに当時の与党であった公明党、そして野党であった民主党も力を合わせて、特に欧米に比べて非常におくれているということで、公明党のリーダーシップもありまして、がん対策基本法が成立して、そのもとでがん対策推進基本計画もできました。

余りにも受診率が低い、救える命が救われていない、さらに緩和ケアの必要性、そして受けられる治療が余りにも差があり過ぎる、そういう中で尽力しているわけでありまして、このがんによる死亡率の二〇％減少を達成するための一つの手段として、がん検診の受診率を、五年以内、平成二十三年度末までに五〇％以上にすることが目標とされました。

そのために、厚生労働省としては昨年度より、がん検診五〇パーセント推進本部の設置や、がん検診に係る地方交付税の大幅な拡充、さらに、子宮頸がん検診及び乳がん検診の無料クーポン券及び検診手帳を配付する、女性特有のがん検診推進事業の実施、がん検診五〇％集中キャンペーンの実施、がん検診五〇％推進全国大会の開催、働く人の検診率を上げるため、がん検診に理解の深い企業との連携、また、かかりつけ医が患者に対してがん検診を受診勧奨するためのパンフレットを作成するなど、さまざまな取り組みをしております。

これからも、基本計画の目標達成に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○稲津委員 政府の予算削減で結果的に事業を断念するという四十二自治体、いわゆる地方持ち出し分があることから断念せざるを得なかったという見方もできると思います。

私は、この事業は、乳がん検診も子宮がん検診も対象を五歳間隔で区切っていて、本来、全額国庫負担で五年間継続してやり切っただけで、この事業の公平性が保たれると思うんですね。この点をもう一回だけ政務官にお聞きしたいと思います。

○山井大臣政務官 稲津委員にお答え申し上げます。

委員御指摘のように、これは確かに五年ごとなわけですから、五年たって初めて、全員の方々ががん検診を受けられるということになるわけであります。

昨年度、全額、十分の十国庫負担とするということもあった、その力によりまして、制度普及という目的は平成二十一年度において達せられたというふうに理解をしております、申しわけありませんが、市町村に応分の負担を求めることとしたところでもありますけれども、本事業が引き続き自治体にて実施していただけるよう、実施の必要性について自治体に働きかけてまいりたいと考えております。

○稲津委員 最後に、大臣にお伺いしたいと思います。

先ほどの一括交付金化の議論と関連する点もあるんですけれども、現行補助金で行っている国の事業の中には一括交付金になじまないものも当然出てくると思うんですね。例えば、先ほどお話しになりました災害復旧のこともそうですし、国家補償的性格のものもそうであろう。社会保障、義務教育関係、ここもそういう見方ができると思います。

私は、特に、がん対策もまさにそうだと思っておりまして、命を守るという政策を考えれば、まさに国家プロジェクトの事業であると思いますし、検診率五〇%という政府の目標を達成するためには、これは自治体にどうぞというのではなくて、しっかりと国の責任で事業を進めていくべきであると考えます。

補助金ではなくて、全額国庫負担でやるべき事業もあるのではないかと、こういった考え方について大臣に最後にお伺いして、質問を終わります。

○原口国務大臣 私は、一括交付金はできるだけ広くとるべきだ、この前提の中で、交付金化になじまない補助金等の類型を整理するということが大事かなと思っています。

今委員がおっしゃったように、災害による臨時、巨額の財政負担に対するもの、あるいは国策による国家補償的性格を有するもの、地方税の代替的性格を有するもの、そして今おっしゃった、国策としてナショナルミニマムというか、しっかりとした下支えをすべきもの。ただ、これも、濫用すると何でもかんでも国策で、ではまた補助金ですという形になるので、そこは極めて限定的にすべきだというふうに考えておるところでございます。

○稲津委員 もう終わりますけれども、私は、なぜこのことを強く言わせていただいているかということ……

○近藤委員長 稲津さん、時間が来ております。

○稲津委員 わかりました。

国家的プロジェクトでがん対策をきちっとやっていくという視点をぜひ見失わないでいただきたい、このことを強く申し上げまして、質問を終わらせていただきます。